

規出版,2000.

- 34) 小国綾子：薬 ドラッグがやめられない — 子どもの薬物依存と家族—,青木書店,1999.
- 35) 林弘正：児童虐待 —その現況と刑事法的介入—,成文堂,2000.
- 36) 椎名篤子編：凍りついた瞳が見つめるもの —被虐待児からのメッセージ—,集英社,1995.
- 37) 椎名篤子原作,ささやななえ：凍りついた瞳 —子ども虐待ドキュメンタリー—,集英社,1996.
- 38) 椎名篤子：親になるほど難しいことはない,集英社,2000.
- 39) スザンナ・ケイセン,吉田利子訳：思春期病棟の少女たち —Girl, Interrupted—,草思社,1994.
- 40) 鶴見済：完全自殺マニュアル,太田出版,1993.
- 41) 雨宮処凜：自殺のコスト,太田出版,2002.
- 42) 平井聖：生活文化史 —日本人の生活と住まい—,放送大学教育振興会, P82-89,1994.
- 43) 林(旧姓)喜代子：陳述書—前橋地方裁判所高崎支部民事部提出 甲 29 号証 平成 7 年 1 月 24 日—, A4 版 65 ページ, 1995.
- 44) 板垣喜代子：看護に生かす被害者学・被害者援助論, 看護学雑誌 Vol.62 No.11, 医学書院, P1052-1059, 1998.
- 45) 板垣喜代子：女性に対する暴力と、女性の健康と権利に関する茨城県内の医療従事者調査報告書, 2000.
- 46) 板垣喜代子：性暴力被害者の理解と医療従事者の援助, 看護学雑誌 Vol.64 No.12, 医学書院, P1126-1133, 2000.
- 47) 板垣喜代子：性暴力被害者に二次被害をもたらす要因の研究 —茨城県内の医療従事者の実態調査から—, 被害者学研究第 11 号, 日本被害者学会, P15-28,2001.

### 3. 非行少年の被虐待経験に関する研究概観(平成 12 年度)

近年、少年事件の凶悪化が叫ばれて久しいが、非行の原因・背景の一要因として、虐待が影響しているのではないかという議論がなされている<sup>iii</sup>。つまり、親の子どもに対する態度として、虐待を含む乳幼児期のさまざまな不適切な養育態度が非行を生み出す要因を形成しているのではないかという疑問である。多くの研究が、非行少年の家庭にさまざまな問題が生じていることを示している<sup>iv</sup>。しかしながら、これらの多くの研究は「虐待行為」に焦点を当てたものではないため、法律で定義されているような虐待に該当する行為がなされていたか否かは明らかではない。また、「虐待された経験」と「非行」とが如何にして結びつくかという説

明が十分なされているとは言いがたい。また虐待の種類別（身体的・性的・心理的虐待あるいはネグレクト）に犯す犯罪の種類（暴力的な犯罪と財産的な犯罪等といった）に差異が見られるのかということも課題のひとつである。

#### I 初期の研究

欧米においても、虐待と非行に関する多くの研究がなされているが、初期の先行研究においては、非行と虐待との関係について以下のように整理している。

##### 1. 厳しい体罰

具体的には、厳しい体罰経験をあげるものが多く、しつけの際にベルト・まな板・電気コード等による体罰あるいは、拳骨等で殴るなどのしつけを経験擦るものが 7%にも上る。特に、この傾向は暴力的犯罪を犯した少年に顕著である。

##### 2. 中枢神経系障害

親からの厳しい体罰や暴力的な行為の結果、乳幼児期に頭部に傷害を負い、その結果中枢神経系の障害にまで及び、その結果として低い IQ(80 以下)を示す場合もある。またある者は、脳波の異常を示すこともあるという。

##### 3. 家族の要因

不適切な虐待的な親の養育態度は、向社会的な成人や仲間との接触を妨げるようになり、非社会的あるいは反社会的な友人を選択する傾向を促す。また、不適切な養育を受けると、復讐したり、家出したりすることによってその不適切さを回復しようとする。それが結果として非行ということになる。

直接的な影響としては、身近な家族員から性的虐待を受けそれがいやなために家出をすることもある。その後、多くの家出少年は、ポルノグラフィの被写体とされたり、性的搾取の対象とされたりする。

4. 少年犯罪者に対して、検挙・補導後、適切な処遇(少年犯罪者にふさわしい処遇)がなされないために、虐待的な環境におかれることがある。

##### 5. 社会システムの問題

虐待は、低所得者層においてしばしば観察されている。したがって社会福祉部門と法執行部門とがさらに連携を強化し、経済的な支

援も含めて虐待防止施策を考慮する必要がある。

## II まとめ

虐待と非行は相互に関連しているように見える。虐待が非行を生むし、非行も虐待を生み出す。これらの研究の多くは、サンプル数が十分でなかつたり、調査方法もエピソード的であつたりする研究が多い。いずれにせよ、さらに実証的な研究が必要とされている。

## III 最近の研究

近年の研究についてみると、精錬された手法による研究がなされるようになっている。Brook McClintic と Louise Silvern は、少年審判を受けた少年に対して、次の 4 種類のデータを分析し、さまざまな虐待の測定値を比較し、表 1・1・3 に示す結果を得た。おおむね非行少年の被虐待経験は、非非行少年(一般少年)に比べ高く、その割合の推定値は 45・80% とされている。

1. 社会福祉局資料(DSS)；ケースワーカーによる身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト・家庭における DV の目撃(Domestic Violence、暴力事件)のチェック記録
2. 対象者に対する専門家の印象；上記 5 項目についての保護監察官とプログラムカウンセラーによる印象
3. 研究による定義；虐待という用語を使用せずに虐待の上記 5 項目の内容をチェック
4. 対象者自身の自己申告；虐待という言葉を使って、上記 5 項目の虐待の内容を回答

この結果は、統制群の結果がなく、非行少年のみの結果なので、この割合の評価は難しいが先行研究の結果に比べ、高い被虐待経験を示しているといえよう。

また、評価方法別の比較を見ると、心理的虐待とネグレクトは評価方法により差異が大きい。ネグレクトにおいては、専門家の評定がもっとも高く、次いで、研究者、政府記録となるが、心理的虐待においては、研究者定義が最も高く、次いで専門家、政府記録、自己申告の順となる。政府記録(DSS の記録)は他の評価方法に比べ低い傾向が見られる。また、自己申告の虐待経験は一層、低くなる傾向が見られるが、この調査においては、本人に直接、「虐待をされたか」という質問をす

る方法でたずねているが、本人は、親からされた行為を「虐待」という認識はしていないため、この回答では低い回答割合しか得られていない。「虐待」という用語を用いるか否かで、回答の割合が大きく変化することも考えられるとしている。

したがって、さまざまな手法による虐待経験の測定法について検討する必要がある。

## IV わが国の非行少年の被虐待経験に関する研究概観

わが国においても、近年になり、児童自立支援施設に入所した少年<sup>iv</sup>及び少年院在院者を対象とした調査結果がようやく報告され、表 2-0-1 に示すとおりの結果が得られている。性的虐待に関しては両者に大きな差異が見出せないが、身体的虐待やネグレクトに関しては、少年院と児童自立支援施設とでは大きく数値が異なる。これは、両施設について入所する少年の質の違いよりは、定義の仕方が異なるのではないかと考えられる。つまり、これらのサンプルはいずれも、家庭の状況に問題がある者が多い可能性が考えられるが、少年院在院者については、調査方法として、自己申告によって、各 1 項目の虐待経験の有無により決定されている。しかしながら、児童自立支援施設の少年は、施設職員による評定であり、総合的に決定されていると考えられる。したがって、両群が同じ基準で回答しているとは限らない。また、児童自立支援施設入所者や少年院在院者は、少年鑑別所退所者中に占める割合はそれぞれ、1.7% と 27.8% であるが、鑑別所に入所する少年は少年犯罪者中（交通業過を除く刑法犯と特別法犯の合計：193,659 名）の約 10%（新入所少年数：19421 名、数値はいずれも平成 10 年中）にすぎない<sup>v</sup>。また、鑑別所で鑑別を受ける少年や児童自立支援施設・少年院へ入所する少年はその罪状等犯行内容に加えて、家庭的背景の問題も影響していると考えられ、非行少年全体を代表するとは考えにくい。

また、虐待と厳しいしつけの境界は曖昧であり、子どもを虐待する親の多くは、子どもを虐待するつもりではなく「厳しい躾」をしていると言う意識を有していると考えられる。本報告では、親が子育ての過程で、おこ

なってしまうようなさまざまな行為の経験について具体的に本人に尋ねる方法によって、親から受けた虐待の経験を分析する。また、非行少年全体を広くとらえ、警察で各種非行により、検挙・補導・保護された少年を対象者とする。この報告では、主に、非行態様と虐待との関連について分析・検討する。つまり、虐待と非行との関連が見られる場合、どのような非行の態様でも同じように虐待の影響が見られるのであろうか、あるいは特殊な態様においてのみ、その影響が見られるのか否かについて分析することを目的としている。

#### 4. 児童買春・児童ポルノ禁止法における被害児童の実態

虐待が、その後の児童の心身両面での成長に影響を及ぼすことは多くの研究例により示されているが、虐待が非行へ及ぼす影響については、それを実証する資料は多くはなかった。

本報告では、警察で補導・保護された性に関する福祉犯被害者の被虐待経験について明らかにすることを目的としている。方法としては、親が子育ての過程で、おこなってしまうようなさまざまな虐待的な行為あるいは虐待類似行為の経験について、具体的に本人に尋ねる方法によって、親から受けた虐待行為を分析する。ここで、性にかかる福祉犯被害者を分析対象としたのは、次のような理由からである。

第一の理由としては、さまざまな虐待の中でも、性的虐待は特に、その被害児に与える影響の大きさが重大であると考えられている。その原因としては、性的な虐待の経験あるいはその他の虐待経験が、警察で福祉犯被害者として保護・補導される行為を導く原因となっているか否かを検証するためである。(表1)

第二の理由としては、児童買春・児童ポルノ法が平成11年に施行されて以来、女子の性に関する問題行動がどのような変化を遂げてきているか確認することである。

#### I 調査手続き

II 研究目的：近年の虐待事案の増加に鑑み、福祉犯被害者を調査対象者として、調査時に至るまでの虐待経験の有無と非行との関連を分析することを目的とする。

III 調査方法：両親から受けた具体的な虐待行為あるいは虐待類似行為の経験の有無について自記式質問紙調査により調査し、虐待の時期と態様について分析する。

なお、参考資料として、東京都内の公立高校の男女生徒に同じ質問紙への回答結果を一般群の結果として提示する。ただし、非行群は中学生と有職・無職少年等を含んでいるので、厳密な比較はできない。

1. 調査時期：調査は、一般少年・非行少年とも、平成12年9月より12月までの間に実施された。

2. 調査対象者：調査対象者は以下の2群からなっている。

1)被害群：平成12年9月1日から平成12年10月31日までの間に、性に関わる福祉犯事件（児童買春児童ポルノ法・青少年保護育成条例・児童福祉法等の被害少年）で補導・保護された被害少年105名。(以下被害群と呼ぶ)

2)一般群：首都圏の公立高校在学中の男女209名(男子:100名、女子:109名)である(以下一般高校生群と呼ぶ)。

3. 調査内容：調査内容は、以下のとおりである。

1) 虐待もしくは虐待類似行為の経験

2) 父親及び母親からの次の行為の経験

(1)暴力的行為(身体的虐待) 11項目

(2)ネグレクト(保護の怠慢) 7項目

(3)心理的虐待 7項目

3) 性的虐待については「家庭内での経験」に限定し、行為者(加害者)については別途尋ねた。

(4)性的虐待 10項目

なお、本報告においては、ここで調査した内容を「虐待経験」と表すこととする。

#### IV 結果

##### 1. 福祉犯被害者の被虐待体験

###### 1) 調査対象者の属性

###### (1) 年齢と身分

年齢分布は表1-1に示すとおりで、福祉犯被害者では13歳以下から18歳まで分布し、16歳(38.1%)がもっと多く、次いで、17歳(20.0%)、15歳(19.0%)が多い。一般群で16歳と17歳が概ね半々である。また被害者の身分について見ると、表1-2に示す

とおり、高校生(35.2%)と中学生(28.6%)とで約3分の2を占める。

## (2) 両親の職業

①父親の職業：両親の職業について尋ねた結果は、表1・3、表1・4に示すとおりである。父親の職業について見していくと、被害者においては、勤め人(事務以外)が最も多く(43.8%)、以下自営業(11.4%)、勤め人(事務職)(9.5%)が主なところである。一方、一般少年では、勤め人(事務以外)が最も多く(37.3%)、以下、勤め人(事務職)(30.1%)、以下自営業(22.0%)となる。

②母親の職業：また、母親の職業について見していくと、被害者においては、常勤が最も多く(31.4%)、以下パート(29.5%)、専業主婦(19.0%)の順となる。一方、一般少年では、パートが最も多く(44.0%)、以下、専業主婦(21.0%)、常勤(20.6%)となる。両親いずれの場合についても、「いない」という回答が被害者に顕著である(父親；22.9%、母親；7.6%)。

(3) 個室の有無：自分だけの部屋の有無について尋ねた。自分の個室を持っていない者は、被害者では17.1%、一般少年においては、13.4%で、兄弟姉妹と一緒に含めると8割以上の者が自分の部屋を有している。特に、被害者においては、7割以上(72.4%)が自分だけの室を有しており、一般群の所有割合(61.2%)よりも高い(表1・5)。

## 2. 虐待行為の具体的経験

### 1) 暴力的行為(身体的虐待)

以下の行為を両親のそれぞれから、どのくらいされたことがあるかを尋ねた。回答は、「よくあった」、「時々あった」、「たまにあった」及び「まったくない」の4件法で尋ねた。

- ア. 大声で叱る
- イ. お尻をたたく
- ウ. 手をたたく・ぶつ
- エ. 顔をたたく・なぐる
- オ. 顔を平手打ちにする
- カ. ひどくつねる
- キ. 物を使ってたたく
- ク. 物を投げつける

ケ. 髪を(相手の意思に反して)切る

コ. 押入等に入れる

サ. 家の外(ベランダなど)に出す

暴力的虐待については、父親と母親について尋ねている。ここで示した暴力的行為を経験している者の割合は表2-1に示すとおりである。頻度をどのようにとるかで結果は微妙に異なるが、被害少年でこれらの経験の全くない者の割合は、父親；27.6%、母親；19.0%で、残りの者は、いずれか1ヶ以上以上の行為を少なくとも1回経験している。一方、一般高校生の同じ比率(全くこれらの経験のない者の割合)について見ると、父親；39.2%、母親；39.7%となり、被害少年はこれらの体験が多い。しかしながら、虐待というからには、常習的に経験している者と考え、「よく」あるいは「時々」経験している割合で見ると、父親からは66.7%、母親からは66.6%の者がこれらのいずれかひとつを体験している。一方、一般高校生では、父親からは25.4%が、また、母親からは22.5%が、これらのいずれかを体験しており、被害群は一般高校生群と比べ、虐待を経験している者の割合が多い。具体的な行為の経験割合は表2-2に示される。ここでは、「よくあった」と「時々あった」と回答した者の合計割合を示してある。

父親からされる具体的な行為として多く経験しているのは、「大声でしかられる」(38.1%)で約4割の者が経験しており、以下、「手をたたかれる・ぶたれる」(23.8%)、「顔をたたかれる・なぐられる」(21.9%)、「顔を平手打ちにされる」(19.0%)、「お尻をたたかれる」(13.3%)、「物を使ってたたかれる」(12.4%)、「物を投げつけられる」(12.4%)等が1割以上の者が経験している行為である。さらに、「ひどくつねられる」(9.5%)、「家の外(ベランダなど)に出される」(8.6%)、「押入等に入れられる」(2.0%)、「髪を切られる」(1.0%)が割合は減少するが続いている。また母親から行われるのは、「大声でしかられる」(45.7%)が最も多く、以下、「手をたたかれる・ぶたれる」(17.1%)、「お尻をたたかれる」(16.2%)、「顔をたたかれる・なぐられる」(14.6%)、「顔を平手打ちにされる」(12.4%)、「物を使ってたたかれる」(11.5%)、「物を投げつけられる」(9.5%)、「家の外(ベランダなど)に出される」(7.7%)、「ひどくつ

ねられる」(4.8%)、「押入等に入れられる」(4.8%)、「髪を切られる」(1.9%)となっている。

これら福祉犯被害者の父親や母親からの暴力的体験は、一般高校生の体験と比べ、数ポイントから15ポイントくらい多くなっている。さて、それでは、これらの虐待経験は、両親の一方からのみ受けているのだろうか？表2-3は、両親からの身体的虐待の有無をクロスさせて様態別に示してある。被害少年の半数弱(52.4%)は、両親から身体的虐待を受けている。しかし、残る約半数の者は両親のいずれか一方あるいは両親の双方から身体的虐待を受けている。このうち、約3割(29.2%)は父親あるいは母親のいずれかから、また、約2割弱(18.4%)は両親の双方から身体的虐待を受けている。一方、一般高校生群においては、3割強が、父親あるいは母親のいずれかから、また、15%弱は両親の双方から身体的虐待を受けているが、被害群よりは少ない。

## 2) ネグレクト（保護の怠慢）

次の行為を「よく」あるいは「時々」経験する割合を分析に用いた。

- ア 1人で家においていく
- イ 裸のままにする
- ウ 自動車内等に放置する
- エ 泣いても放っておく
- オ 食事を与えない
- カ 風呂に入れたり下着を替えない

父親と母親からのネグレクトを経験しているものの割合は、表2-4に示すとおりである。「よくあった」と「時々あった」を合計した割合で見ると、被害少年の38.2%は父親から、33.3%は母親からのネグレクトを経験している。また、いずれも、一般高校生（父親：26.8%、母親：20.6%）と比べネグレクトの経験者の割合が多い。

次に、具体的な行為の経験割合について見ていく（表2-5）。父親からの行為で最も多かったのは、「泣いても放っておかれる」(34.3%)、それ以外の項目は回答割合が10%以下で、多い順に「1人で家においていかれる」(7.7%)、「風呂に入れたり下着を替えてもらえない」(6.7%)、「食事を与えられない」(1.0%)となっている。「泣いても放っておかれる」を除けば、これら各

項目別の被害少年の経験割合は必ずしも、一般少年よりも経験割合が多いというわけではない。また母親からの行為としては、「泣いても放っておかれる」(27.6%)、「1人で家においていかれる」(6.7%)、「食事を与えられない」(6.7%)、「風呂に入れたり下着を替えてもらえない」(2.0%)となっている。また、両親のネグレクト行為をクロスさせてみると、表2-6のとおりである。被害群においては、身体的虐待と同様、約半数(46.6%)は両親からのネグレクトがなく、一方の親からが3割強、双方の親からが約18.4%である。一方、一般高校生群においては、男女とも被害群よりはネグレクト経験が少ないが、男女で差異が見られ、男子少年(30.0%)よりは女子少年(39.4%)の方がネグレクト経験が多い。

## 3) 心理的虐待

心理的虐待については、2とおりの質問をした。つまり、①次の3項目に該当する（「はい」と回答した者

- ア 私をほめたことがない
- イ 気に入らないことがあると私に八つ当たりする
- ウ 私は、親に対して、いつもびくびくしている及び、② 次の5項目が、「いつもあった」あるいは「時々あった」と回答したものとした。
- エ 他の兄弟姉妹とくらべて不公平なあつかいをする
- オ むりやり行きたくない塾や習い事に行くように言われる
- カ 「いらないから出て行け」と言われる
- キ 「生まれてこなければよかった」と言われる
- ク 刃物をつきつけるなど、こわい思いをさせる

これらの8項目について、被害少年の中で、父親からの行為として、上記いずれかを経験したことがある者は47.6%、母親からの経験者は62.1%であった。一般群においては、父親：%、母親：%でいずれも被害群に比べ少ない。

具体的な行為としては、表2-7に示すとおり、父親からは、「気に入らないことがあると私に八つ当たりする」(27.6%)、「他の兄弟姉妹とくらべて不公平なあつかいをする」(23.8%)、「（いらないから出て行け）と言われる」(22.8%)、「私

をほめたことがない」(17.1%)、「私は、親に対して、いつもびくびくしている」(14.3%)等が1割以上の者が経験している。また、「{生まれてこなければよかった}と言われる」(7.6%)、「むりやり行きたくない塾や習い事に行くように言われる」(5.8%)、「刃物をつきつけるなど、こわい思いをさせる」(4.8%)経験を有する者は1割以下である。

母親からの行為としては、「気に入らないことがあると私に八つ当たりする」(40.0%)が最も多く、以下、「他の兄弟姉妹とくらべて不公平なあついをする」(29.5%)、「{いらないから出て行け}と言われる」(29.5%)、「{生まれてこなければよかった}と言われる」(17.2%)、「私をほめたことがない」(13.3%)、「私は、親に対して、いつもびくびくしている」(10.5%)等が1割以上の者が経験している。また、「刃物をつきつけるなど、こわい思いをさせる」(9.5%)、「むりやり行きたくない塾や習い事に行くように言われる」(7.7%)経験を有する者は1割以下である。

両親からの心理的虐待について、クロスした結果は、表2-8に示すとおりで、心理的虐待に関しては、両親から心理的虐待を受けている者が3割を越えている。また、両親の一方から心理的虐待を受けている者も3割弱である。また、一般群については、経験者の割合は、男子；56.0%、女子；62.4%に心理的虐待の経験者がいる。いずれも、被害群よりは少ない。これら、身体的虐待(暴力的虐待)、ネグレクト、心理的虐待に該当する項目数をプロットして、一般群と比較したものが図2-4である。被害少年が一般高校生に比べ虐待経験が多い様子が示されている。また、一般高校生群を男女で比較すると、男子少年では父親から、女子少年では母親からの虐待が顕著である。

#### 4) 性的虐待

性的虐待については、両親からと限定せず家庭内での被害の経験について、次に示す10行為の経験を尋ね、その時期と相手についても尋ねた。行為の重大性に鑑み、性的虐待に関しては1回以上経験したものについて分析することとし、またその行為を経験したのが、小学生までの時期であったか、中学生以降であったかについて分析する。

- ア. むりやり、からだや乳房をさわられた
- イ. むりやり、裸や下着姿の写真をとられた
- ウ. ポルノ雑誌やアダルトビデオをむりやり見せられた
- エ. むりやり、キスされた
- オ. 異性(あるいは同性)から、むりやり裸や性器をみせられた
- カ. むりやり、性器をさわられた
- キ. 相手の性器にさわるよう強制された
- ク. むりやり、他人の性交をみせられた
- ケ. むりやり、性交をさせられそうになった
- コ. むりやり、性交をさせられた

性的被害が、女子だけのものではないと考えられるが、ここでは、女子についてのみ検討することとする。福祉犯被害者の中で、これらのいずれかの行為を経験した者は、被害群においては、14名(13.5%)であった。前記3種類の虐待に比べれば、その割合はきわめて低い。

具体的な行為の内容としては、表2-9に示すとおりで、「からだや乳房をさわられた」(11.5%)が最も多く、以下順に、「性器をさわられた」(9.5%)、「むりやりキスされた」(6.8%)、「性交をさせられた」(4.9%)「異性(あるいは同性)から、裸や性器をみせられた」(4.8%)、「性交をさせられそうになった」(2.9%)、「相手の性器にさわるよう強制された」(2.9%)、「ポルノ雑誌やアダルトビデオを見せられた」(2.0%)の順となる。

一方、一般群においては、これらの行為を経験した者は6名(5.5%)であり、行為としては、「むりやりキスされた」(2.7%)、「からだや乳房をさわられた」(1.8%)が最も多く、以下順に、「性器をさわられた」(1.8%)、「相手の性器にさわるよう強制された」(0.9%)であった。

また、性的虐待の場合、その時期が後の影響を考えた時重要な因子となると考えられるので、被害の時期を小学生時までと中学以降とに分けて分析した。これらの被害が、小学生時までに被害の経験を有する者：5名、小学生以前から中学生以降まで有する者：3名、中学生以降のみ6名である。これら被害経験を有する者は、1つの時期に一人の加害者からの者もあるが、1つの時期に複数の加害者から複数の被害を受けている者も含まれている。「最も深刻であった被害」についても尋ねているので、その

行為について分析する。

小学生時までに、これらの被害を受けた者は、福祉犯被害者 8 名 (7.6%) であった。回数は、1 回のみの経験が半数の 3.8%、以下、2 回以上の経験者は、2 回 : 1.9%、3 回 : 1.0%、4 回 : 1.0% であった。加害者は、ひとつの行為に一人というわけではなく、複数が加害者となっている例もあるが、最も深刻だった経験について見ていくと、実父 : 4 名、養父 : 1 名、叔父など親戚の者 : 2 名、兄弟 : 1 名といずれも家族もしくはそれに近い者からの被害である。回数も 1 回のみという者は兄弟からの 1 名のみで、その他の者は、「数え切れないくらいある」と回答している。深刻であった行為の内容は身体接触、性器接触、性交と記述されており、年齢が低くても深刻な被害を受けている。記載された虐待期間で最長の期間は小学生時だけで 5 年間であった。また、行為が 1 種類のみだった者は、2 名で、それ以外はここで示した複数の行為の被害にあっている。

一方、中学以降については、福祉犯被害者 9 名 (9.5%) であった。「深刻であった被害」は性交(未遂を含む)がほとんどである。加害者は、養・繼父、叔父、母の愛人であった。小学生時に性的虐待を経験した者で中学生時に性的虐待の経験ないのはほぼ半数の 5 名で、その他の者は、同じ加害者あるいはそれ以外の者から中学生以降も性的虐待を経験している。

なお、小学生時に性的虐待を経験した者で中学生時に性的虐待の経験ないのは 5 名で、その他の者は、同じ加害者あるいはそれ以外の者から中学生以降も性的虐待を経験している。

### 3 虐待のパターン

暴力的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待の 4 種類について、上述した基準において、両親野いずれか一方からの虐待経験があれば「虐待あり」とした時、各個人別の虐待パターンがどのようになるかを見てみよう。結果は表 2-10 に示される。

性的虐待まで含めて、各虐待を経験している者の割合は、4 種類 (5.8%)、3 種類 (38.8%)、2 種類 (26.2%)、1 種類 (16.5%)、なし (12.6%) となる。つまり、虐待を受けている少年の 8 割以上は、1 種類だけではなく複数の虐待を受けている。また、虐待のパターンとしてみると、

被害群では、「暴力 + ネグレクト + 心理」 (35.9%) がもっと多く、次いで、「暴力 + 心理」 (16.5%) となる。

### V まとめ及び今後の課題

警察で補導・保護された福祉犯被害少年の被虐待経験について、自己報告による質問紙により両親あるいは家族(性的虐待のみ)からされた具体的な虐待行為の経験を尋ねた。

その結果、被害群の少年は、一般群の高校生に比べ、暴力的虐待・ネグレクト・心理的虐待のいずれにおいても被虐待経験が多い。また、虐待された少年の多くは、1 種類だけでなく、2 種類上の虐待を受けていることが多い。分析にあたっての多少疑問点を整理し、今後の課題とした。

まず、分類項目が、今回の分類で妥当なものであったか否かを検討する必要があるかもしれない。特に、ネグレクト項目は、年齢が低い場合にのみ該当する項目が多かった。中学生・高校生を対象としたときのネグレクトについて考慮する必要があるかもしれない(たとえば、娘の妊娠に気づかない親、摂食障害者の親など)。あるいは、ネグレクトは年齢が小学生以下程度の場合に限って考えるのか、わが国のコンセンサスはまだ得られていないのではないか。また、心理的虐待については、どのような内容を心理的虐待とする判断が難しい。また、身体的虐待を身体に痕跡のつく対象だけに限定してよいか否かの判断もあるかもしれない。また、今回の分析では、いずれの 1 項目もすべて等価として分析したが、今後分析する際には、項目により重みをつけ、指標とするべき項目を選択する必要があるかもしれない。また、少年の社会的背景について認知的側面の分析、さらに、親の側からの虐待行為に関する認知的側面の調査も必要とされよう。近年になり、児童自立支援施設に入所した少年及び少年院在院者を対象とした調査結果が報告されている(表 3-1 参照)<sup>1), 2)</sup>。この報告は、非行との関連について実証的な示すものであるが、非行への影響としてとらえるには以下のようない点を考慮する必要があろう。つまり、児童自立支援施設入所者や少年院在院者は、少年鑑別所退所者中に占める割合はそれぞれ、1.7% と 27.8% であるが、鑑別所に入所する少年は少年

犯罪者中（交通業過を除く刑法犯と特別法犯の合計：193,659名）の約10%（新入所少年数：19421名、数値はいずれも平成10年中）にすぎず<sup>3)</sup>、特に問題性の高い非行少年を対象としていると考えられる。また、この結果によれば、性的虐待に関しては両群に大きな差異が見出せないが、身体的虐待やネグレクトに関しては、少年院と児童自立支援施設とでは大きく数値が異なる。これは、両施設について入所する少年の質の違いのほかに、「虐待」の定義の仕方も異なるのではないかと考えられる。つまり、これらのサンプルはいずれも、家庭の状況に問題がある対象者についての報告と考えられるが、少年院在院者については、調査方法として、自己申告によって、各1項目の虐待経験の有無により決定されている。しかしながら、児童自立支援施設の少年は、施設職員による評定であり、総合的に決定されていると考えられる。したがって、両群が同じ基準で回答しているとは限らない。また、また、鑑別所で鑑別を受ける少年や児童自立支援施設・少年院へ入所する少年はその罪状等犯行内容に加えて、家庭的背景の問題も影響していると考えられ、非行少年全体を代表するとは考えにくい。なお、一般的に考えて見れば、「虐待」と「きびしいしつけ」の境界は曖昧であり、子どもを虐待する親の多くは、子どもを虐待するつもりではなく「きびしいしつけ」をしているとの認識で子どもに対峙していると考えられる。

## 要 約

警察で補導・保護された福祉犯被害女子少年を調査対象者として、調査時点に至るまでの被虐待経験について、自己報告による質問紙により両親あるいは家族（性的虐待のみ）からされた具体的な虐待行為の経験を尋ねた。その結果、非行群の少年は、一般群の高校生に比べ、暴力的虐待・ネグレクト・心理的虐待のいずれにおいても被虐待経験が多い。しかしながら、非行態様別に見るとかなり差異が見られ、特に、男子の凶悪粗暴と薬物、女子の福祉犯被害者と薬物は虐待経験が多い。また、性的虐待は福祉犯被害者に顕著である。また、虐待された少年の多くは、1種類だけでなく、2種類以上の虐待を受けていることが多く、また、虐待をする者についても、両親の一方だけでなく、両親のそれぞれから受けている者が少なからず

いた。

## 5. 検挙・補導・保護された少年の保護者における性的虐待への認識度

I 調査対象者：調査対象者は以下の2群になっている。

### 1) 非行群

平成12年9月1日から平成12年10月31日までの間に、以下の内容により検挙した事件で、これらの事件により、検挙・補導・保護した少年の保護者を調査対象者とした。

- ・ 凶悪犯・粗暴犯（ただし、強姦を除く）
- ・ 性犯罪（強姦と強制わいせつ）
- ・ 窃盗などその他の刑法犯（ただし、簡易送致は除く）
- ・ 薬物事犯（覚せい剤取締法及び毒劇物取締法違反）
- ・ 性に関わる福祉犯被害少年

（児童買春児童ポルノ法・青少年保護育成条例・児童福祉法等の被害少年）

### 2) 一般群

全国の無作為に抽出された20歳以上的一般住民を対象者として、虐待についての認知を尋ねた。

## II 結果

1. 属性：回答者の属性は以下のとおりである。

非行少年の保護者用質問紙の回答者は、母親：70.9%、父親：26.7%、その他：2.4%である。年齢は30代以下：20.0%、40代：62.8%、50代以上：16.7%、不明：1.7%である。

一般群の年齢分布は、表1参照

質問内容は、幼少時期にしつけとして行われがちな行為17項目である。これらは少年を対象者として、その体験の有無と頻度を尋ねた項目である。回答は、「当然」「やむをえない」、「してはいけない」の3件法とした。

### 2. 虐待行為の認知

これらを当然と回答する者の割合は表4-2-1に示すとおりである。これらの行為のうち、することが「当然」と回答する者は少ない。最も高いのは、大声で叱るであるが2割に満たない。尻をたたく、手をたたく、泣いても放っておく

では、1割前後となる。つねる、物でたたく、物を投げつける、髪を切る行為については1-2%に留まる。一方、「やむをえない」まで含めると、「大声で叱る、尻をたたく、手でたたくの3行為については、8割近くなる。続いて「泣いても放っておくに対しては約6割、押入れに入れる、ベランダに出す、家においておくは3割程度である。一般住民と非行少年の保護者とでは回答の仕方に大きな差異は見られないが、「頭をたたく」、「顔を平手で打つ」の2行為だけは、一般住民の回答と比べて「当然」あるいは「やむを得ない」と回答するものが多くなっている。なお、父親・母親とも大きな差異は見られていない。

## 5-1 一般住民における性的虐待への認識度

### I 調査方法

一般住民に対して、児童虐待防止法ができたことを知っているか否かについて尋ねた。また、同じく最近制定された児童買春・児童ポルノ法と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 法)についての知識(児童虐待防止法についての知識)についても尋ねた。

#### 1. 全国調査

2. 調査対象：満 20 歳以上の男女個人
3. 標本数：2,000
4. 抽出方法：層化二段無作為抽出法  
(地点=150)

#### 5. 調査方法：調査員による訪問留置法

#### 6. 調査時期

平成 15 年 1 月 23 日～2 月 2 日

#### 7. 調査機関：社団法人 新情報センター

### II 回収結果

1. 有効回収数(率) 1,409(70.5%)
2. 調査不能数(率) 591(29.5%)
3. 不能内訳内容

転居	53(9.0%)
長期不在	35(6.0%)
一時不在	246(41.6%)
住所不明	10(1.7%)
拒否	226(38.3%)
その他	21(3.5%)

### III 結果：図 5-1-1 に示すとおりである。

「児童虐待防止法」という法律があることを知っている者の割合は、男性の 71.9%、女性の 67.7% である。年齢による差異が多少見られる。男性では、50 代が最も高く(83.1%)、次いで 20 代(72.4%)、60 代以上(70.1%)、30 代(68.0%)、40 代(65.8%) である。一方、女性では、40 台が最も高く(80.3%)、50 代(73.9%)、20 代(69.2%)、30 代(67.8%)、60 代以上(55.8%) となる。年齢が高くなるにつれ、女性では知識が減少するのに対し、男性では年齢の上昇とともに知識も増す傾向が見られる。子育てに従事する年齢と考えられる 20 代、30 代の意識が高くないことは心配である。今後の広報活動が必要とされよう。なお、他の 2 つの法律の認知度についても尋ねた結果は図 5-1-2 に示すとおりである。児童買春・児童ポルノ法がやや少なく、DV 法は認知度がさらに低くなる。

### 参考文献

- 1 State Department of Social Services Office of Child Abuse Prevention *The California Child Abuse & Neglect Reporting Law Issues and Answers for Health Practitioners* 1991
- 1 「子どもと家族の心と健康」調査委員会 「子どもと家族の心と健康」報告書 日本国性科学情報センター 1999
- 1 内山絢子・石井トク・後藤弘子・小長井賀與 一般の母親が乳幼児に対して行う虐待行為の実態常習的暴力加害者に関する研究 文部省科学研究費による研究成果報告書 1996

図2.新受刑者の性別罪名別構成比(平成11年度)

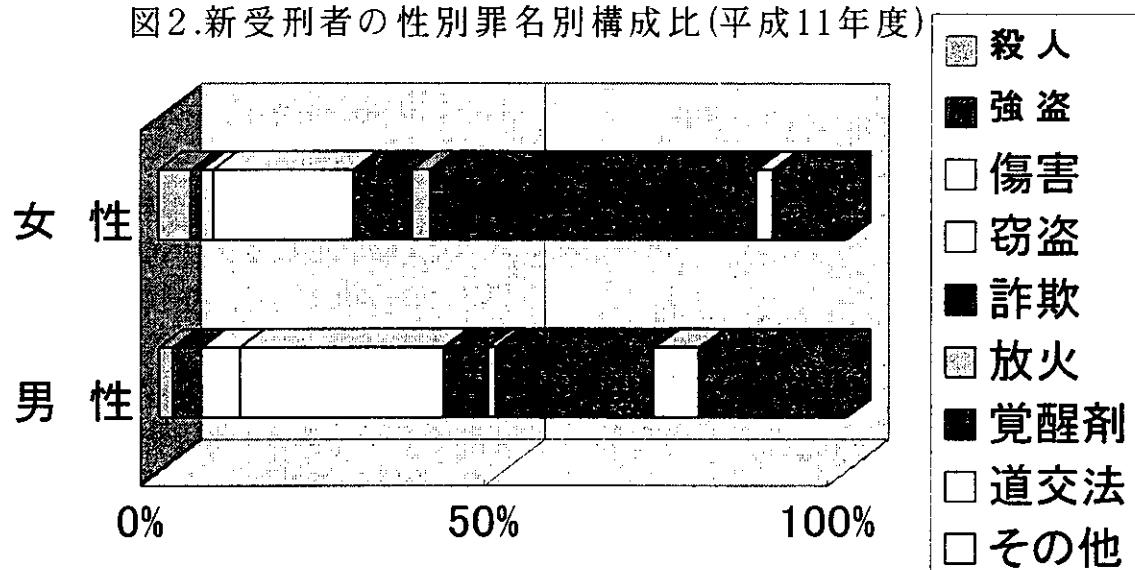


表1 年齢構成

年齢	人数 (%)
35 - 39	5(6.1)
30 - 34	25(30.5)
25 - 29	29(35.4)
20 - 25	23(28.0)
合計	82(100)

表2 罪名別内訳

罪名	人数 (%)
覚醒剤	63(76.8)
道交違反	6(7.3)
詐欺	6(7.3)
殺人	4(4.9)
窃盗	3(3.7)
合計	82(100)

表3 学歴別内訳

学歴	人数 (%)
中学卒	43(52.4)
高校中退	25(30.5)
高校卒	14(17.1)
合計	82(100)

表4 性的被害の有無 表5 「重篤な性的被害者」の初発年齢 表6 「重篤な性的被害」の加害者の内訳

有無	人数 (%)	年齢	人数 (%)	加害者	人数 (%)
あり	60(73.2)	就学前	3(11.5)	家族	5(19.2)
なし	22(26.8)	小1 - 小3	4(15.4)	知人 (ボーイフレンド、隣人)	11(42.3)
		小4 - 小6	3(11.5)	見知らぬ人／不明	10(36.8)
		中学生	4(15.4)		
		高校生	12(46.2)		
合計	82(100)	合計	82(100)	合計	82(100)

図3. 重篤な性的被害後の行動内訳 (26名)

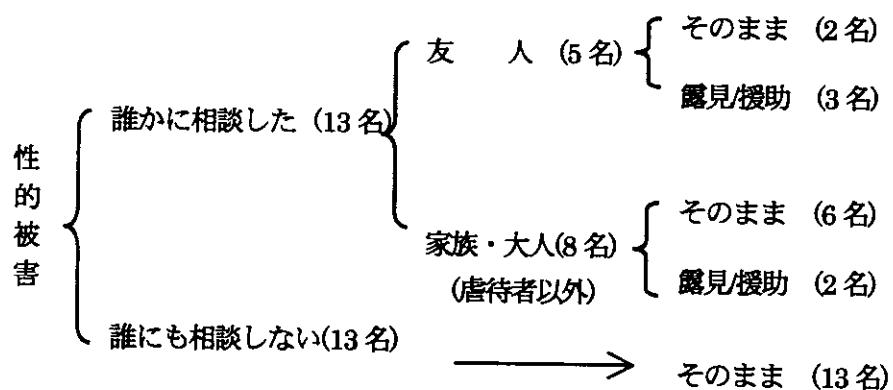


図2 性暴力被害者の診断名 (重複あり)

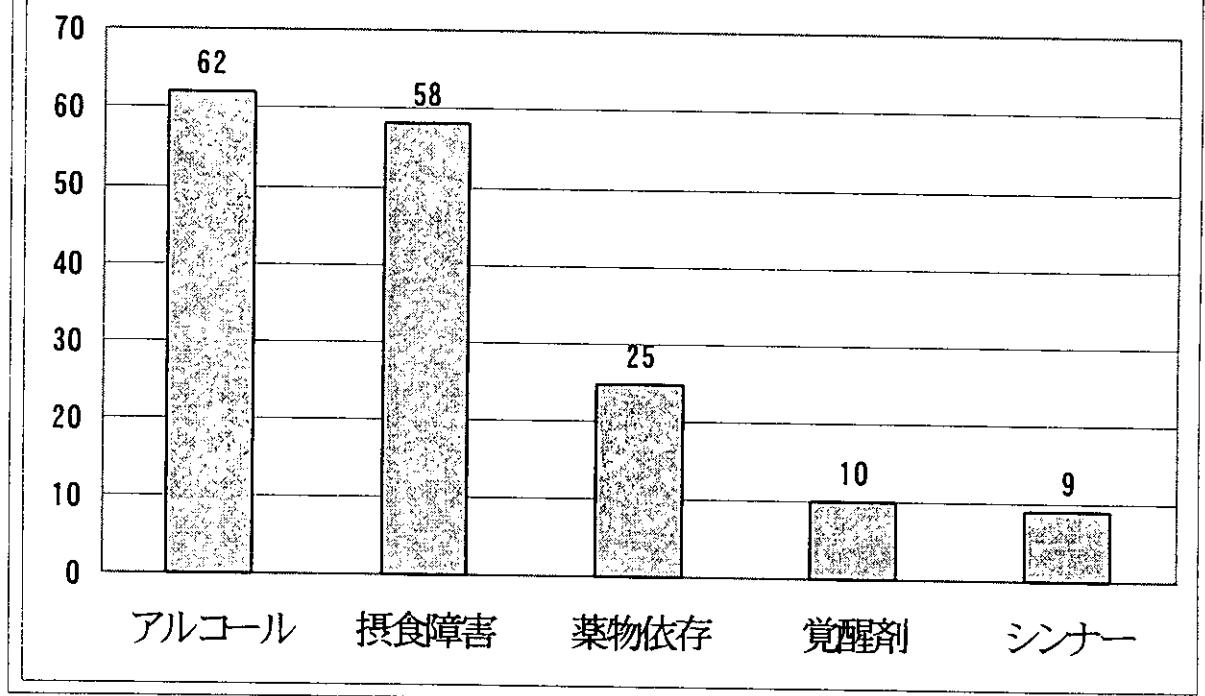


図3 初被害の年齢層別割合 (N=77)

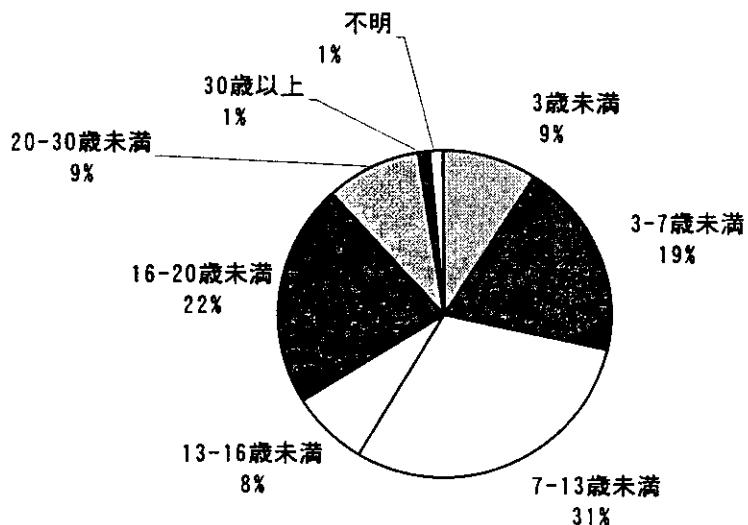


図4 性暴力の種類と被害者累計 (N=176)

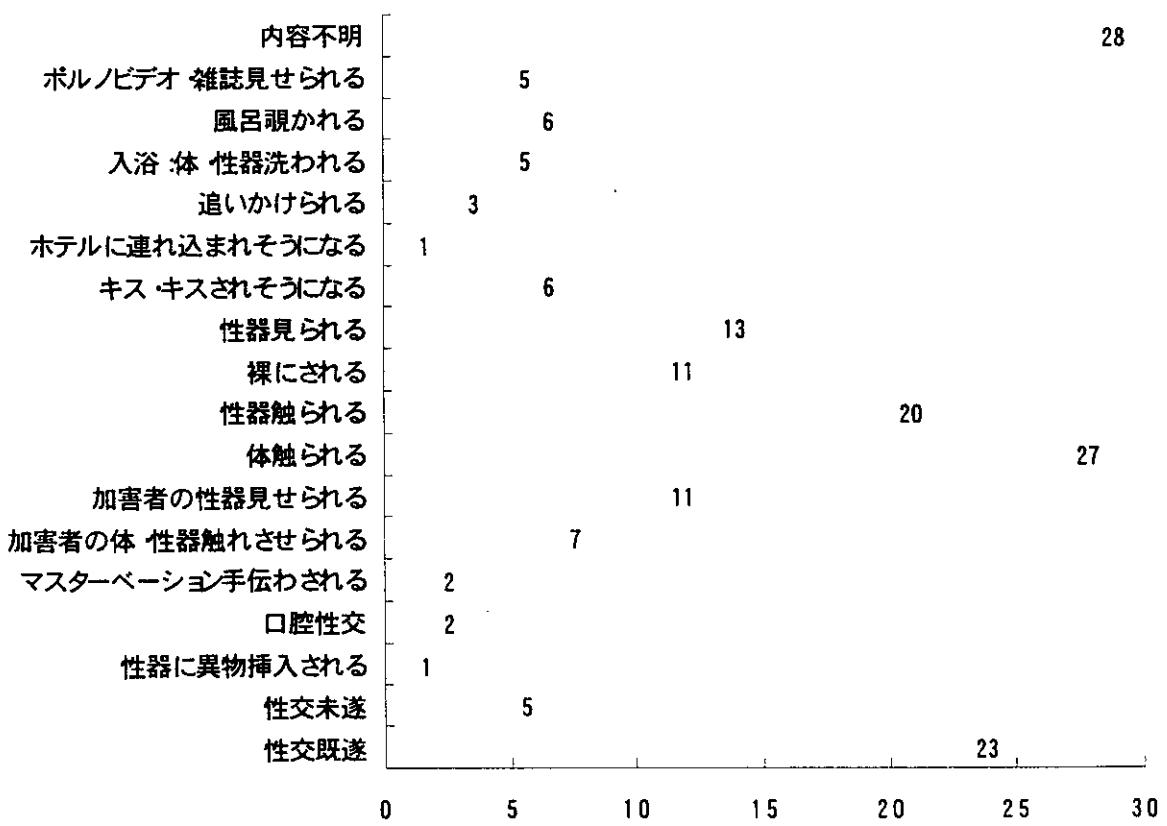


図 5 性暴力が継続した期間別被害者数

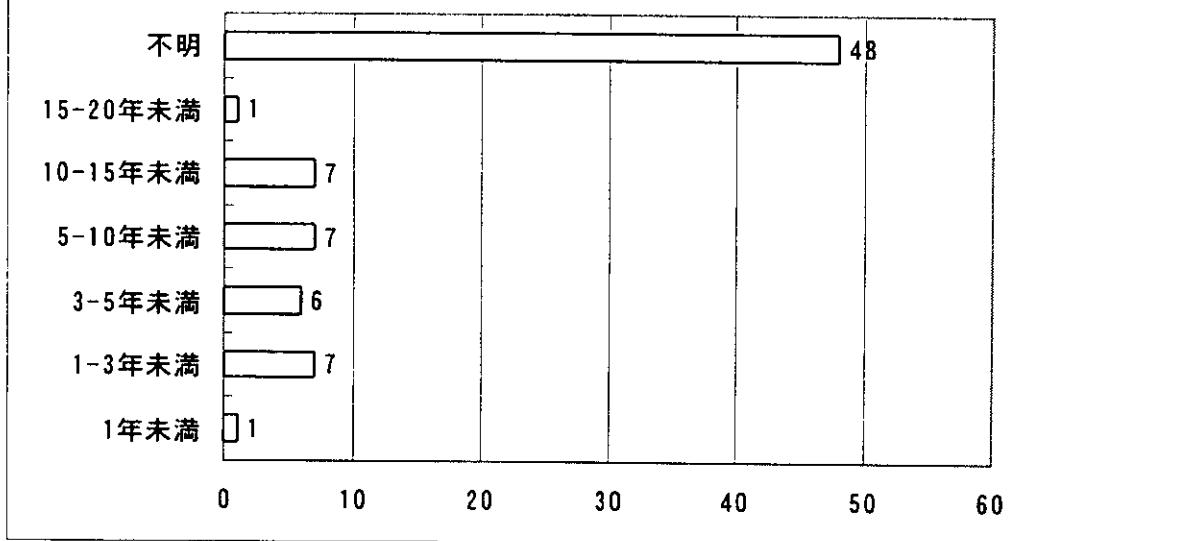


図 6 被害者と加害者との関係

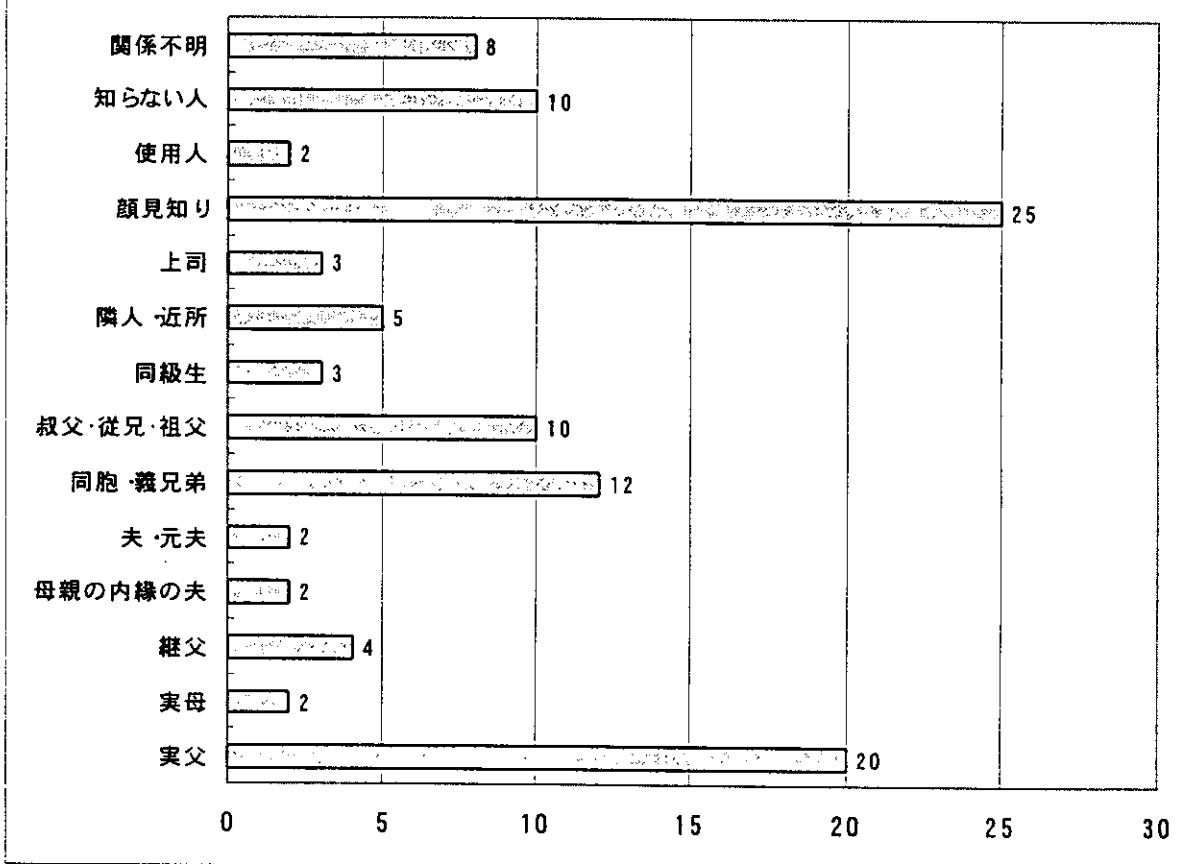


表1 初被害年齢 (N=25)

転帰	年齢	就学前	小学生	中学生	中卒以上	合計
予後良好		1	6	2	1	10
治療中断		3	0	1	1	5
予後不良		5	2	2	1	10
合 計		9	8	5	3	25

表2 初被害時の加害者区分 (N=25)

転帰	場所	家庭内	家庭外	合計
予後良好		6	4	10
治療中断		2	3	5
予後不良		8	2	10
合 計		16	9	25

表3 初被害時の身体暴力の有無 (N=25)

転帰	有無	なし	あり	不明	合計
予後良好		5	0	5	10
治療中断		0	0	5	5
予後不良		1	2	7	10
合 計		6	2	17	25

表4 同じ加害者が繰り返した性暴力の有無 (N=25)

転帰	有無	なし	あり	不明	合計
予後良好		5	5	0	10
治療中断		1	2	2	5
予後不良		0	10	0	10
合 計		6	17	2	25

表5 別の加害者による再被害の有無 (N=25)

転帰	有無	なし	あり	不明	合計
予後良好		3	7	0	10
治療中断		0	4	1	5
予後不良		3	6	1	10
合 計		6	17	2	25

表6 予後と入院時の診断名 (合併あり) (N=25)

転帰	診断名	アルコール 摂食障害		処方薬依存 覚醒剤依存		シンナー依存症	累計
		依存症	症	症	症		
予後良好	8	10	3	1	0	22	
治療中断	5	5	1	0	1	12	
予後不良	8	10	7	1	1	27	
合 計	21	25	11	2	2	61	

表7 予後と自殺企図の有無のクロス表 (N=25)

転帰	有無	なし	あり	不明	合計
予後良好		8	0	2	10
治療中断		4	0	1	5
予後不良		8	0	2	10
合 計		20	0	5	25

表8 予後と大量服薬の有無のクロス表 (N=25)

転帰	有無	なし	あり	不明	合計
予後良好		4	3	3	10
治療中断		2	1	2	5
予後不良		8	0	2	10
合 計		14	4	7	25

表9 予後とりスカットの有無のクロス表 (N=25)

転帰	有無	なし	あり	不明	合計
予後良好		7	3	0	10
治療中断		2	2	1	5
予後不良		6	1	3	10
合 計		15	6	4	25

表10 予後と母親の治療参加の有無 (N=25)

転帰	有無	あり	なし	合計
予後良好		9	1	10
治療中断		3	2	5
予後不良		5	5	10
合 計		17	8	25

表11 予後と父親の治療参加の有無 (N=25)

転帰	有無	あり	なし	合計
予後良好		6	4	10
治療中断		1	4	5
予後不良		1	9	10
合 計		8	17	25

図1 初被害年齢

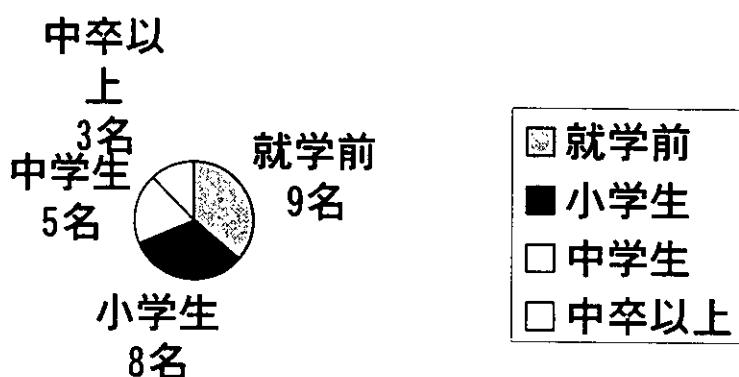


図2 性暴力が継続した期間と被害者数 N=25名

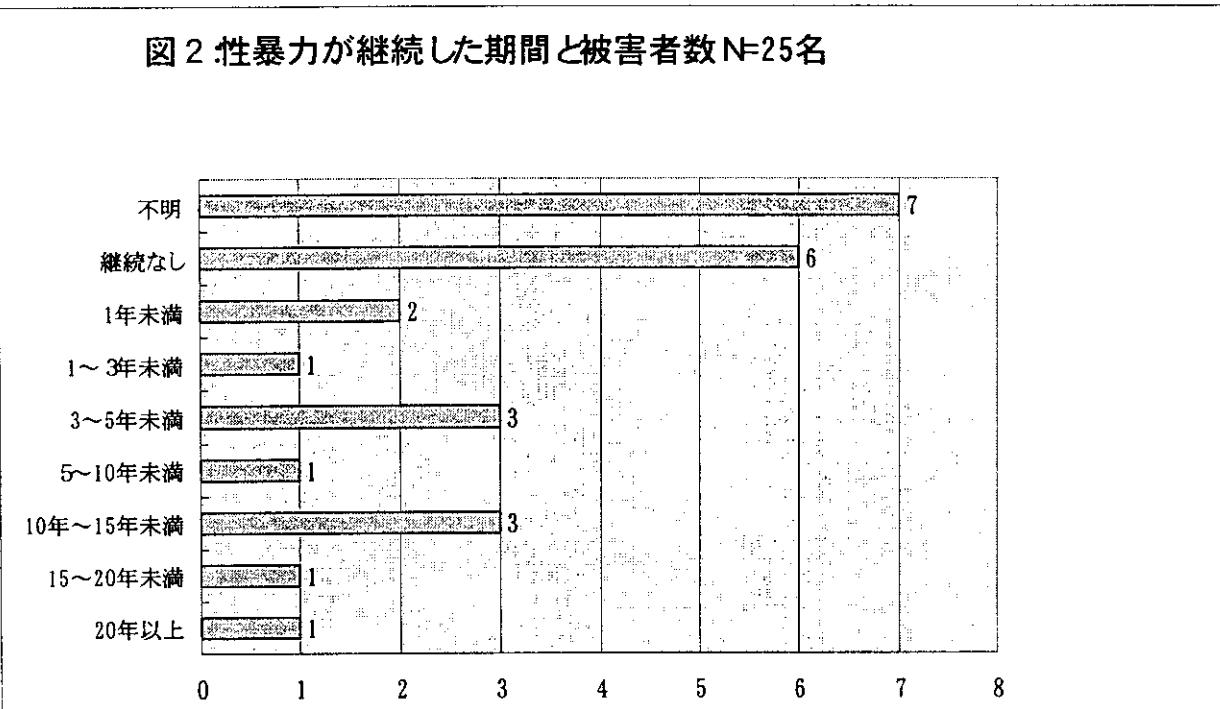


表 1-1-3 評価方法別被虐待経験割合(アメリカ合衆国コロラド州ボルダー市)

虐待の種類	評価方法	経験割合(%)	実人員
身体的虐待	研究者の定義	28.6	98
	自己申告	9.2	65
	専門家の評価	28.7	115
	政府既存記録	16.7	132
	計	43.6	140
性的虐待	研究者の定義	19.4	98
	自己申告	1.5	65
	専門家の評価	5.4	112
	政府既存記録	5.3	132
	計	19.4	139
DV の目撃	研究者の定義	37.9	95
	自己申告	30.8	65
	専門家の評価	40.5	111
	政府既存記録	17.4	132
	計	55.0	140
ネグレクト	研究者の定義	37.4	99
	専門家の評価	73.0	115
	政府既存記録	29.5	132
	計	77.9	109
心理的虐待	研究者の定義	70.4	98
	自己申告	12.9	62
	専門家の評価	48.2	112
	政府既存記録	14.4	132
	計	70.0	98
虐待の合計	研究者の定義	80.9	99
	自己申告	38.5	65
	専門家の評価	73.5	117
	政府既存記録	37.9	132
	計	86.4	121

表2-0-1 先行研究による虐待の経験

		身体的暴力 (軽度)	身体的暴力 (重度)	性的暴力 (接触)	性的暴力 (性交)	不適切な保護態度 (ネグレクト)	心理的虐待	計
少年院	男子	63.8	47.1	1.4	0.3	7.9		
	女子	74.7	59.8	15.3	4.8	10.5		
	合計	64.9	48.3	2.8	0.8	8.2		
児童自立支援施設	男子		38.3		1.6	27.0	26.7	49.3
	女子		28.4		13.1	22.2	33.2	47.8
	合計		30.5		4.3	25.5	22.3	48.7

表1-1 調査対象者の年齢分布

	被害者	一般女	一般男	一般計
総数	105	109	100	209
13歳以下	6.7	0.0	0.0	0.0
14歳	11.4	0.0	0.0	0.0
15歳	19.0	0.9	0.0	0.5
16歳	38.1	43.1	50.0	46.4
17歳	20.0	55.0	50.0	52.6
18歳以上	4.8	0.9	0.0	0.5
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0

図1-1 年齢分布

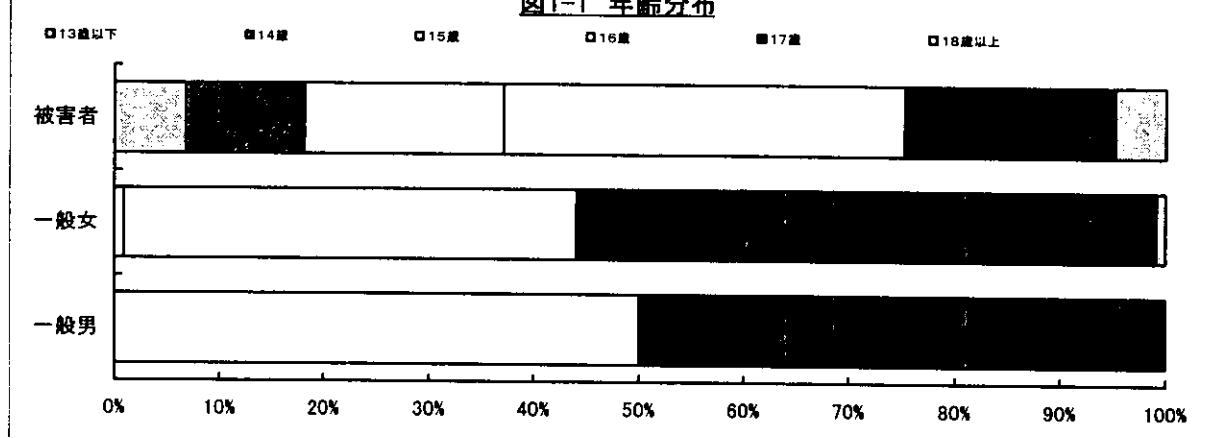


表1-2 調査対象者の身分

	非行 被害者
総数	105
1 中学	28.6
2 高校	35.2
3+4 その他の学生	2.9
5+6 有職少年	11.4
7 無職少年	18.1
8 その他	3.9

図1-2 調査対象者の身分

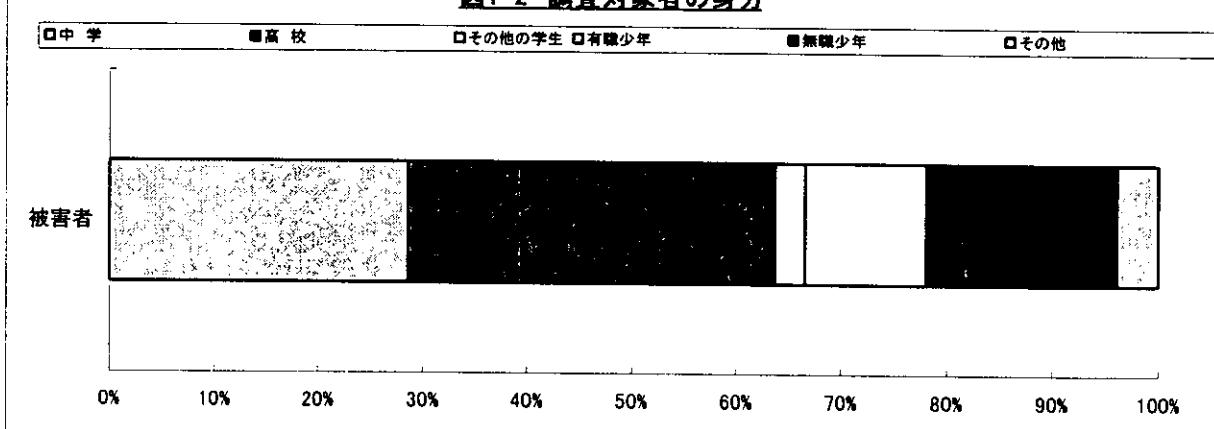


表1-3 父親の職業

	被害者	一般女	一般男	一般計
総 数	105	109	100	209
1 つとめ(事務的)	9.5	27.5	33.0	30.1
2 つとめ(事務以外)	43.8	42.2	32.0	37.3
3 自営業	11.4	19.3	25.0	22.0
4 農林漁業	1.9	0.0	0.0	0.0
8 自由業	0.0	0.9	0.0	0.5
5 無 職	4.8	0.9	2.0	1.4
7 その他	2.9	0.0	1.0	0.5
6 父はいない	22.9	7.3	5.0	6.2
無回答	2.9	1.8	2.0	1.9

図1-3 父親の職業

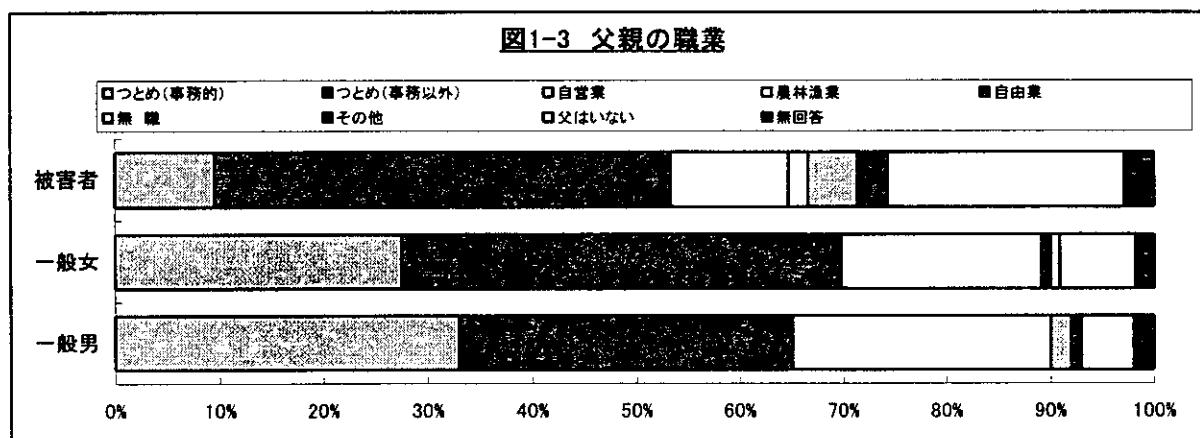


表1-4 母親の仕事

	被害者	一般女	一般男	一般計
総 数	105	109	100	209
1 つとめ	31.4	18.3	23.0	20.6
2 パート	29.5	46.8	41.0	44.0
3 家の仕事	6.7	9.2	9.0	9.1
4 専業主婦	19.0	21.1	21.0	21.1
5 その他	1.9	3.7	2.0	2.9
6 母はいない	7.6	0.9	3.0	1.9
無回答	3.8	0.0	1.0	0.5

図1-4 母親の仕事

